

## 県立芸術劇場施設（練習室）利用に係る同意書

- 1 県立芸術劇場施設等利用許可申請書に虚偽の記載がないこと及び利用の目的について、次のとおりを誓約します。
- ① 利用の目的が特定の商品展示・販売又は販売促進に供するものでないこと。
  - ② 講演会・トークショーなどの催しは行わないこと。  
※実演芸術においては、練習室の催事利用申請を行うことで利用可能となる場合があります。
  - ③ 利用の目的が主として飲食ではないこと。
  - ④ 利用全般に暴力的組織が関与していないこと。
- 2 施設等の利用にあたり、関係者に責任を持って次のとおり指示します。
- ① 参加者数を事前に把握し、不特定多数の参加ではないこと。
  - ② レッスン料や入場料等の徴収をしないこと。
  - ③ 所定の場所以外において、喫煙又は火気を使用しないこと。
  - ④ 許可なく物品の販売・寄付金品の募集行為等をしないこと。
  - ⑤ 許可なく壁・柱等に張り紙をし、又は釘類を打たないこと。
  - ⑥ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品もしくは動物（盲導犬等を除く。）の類を携帯する者を入場させないこと。
  - ⑦ 使用許可のない附属設備等を利用しないこと。
  - ⑧ 関係者の安全を確保すること。
  - ⑨ その他、劇場職員の指示に従うこと。
- 3 他のホールや練習室に音が干渉する可能性がある練習内容に関しては、利用可能な室場に制限があることを了承します。
- 音の干渉対象となる施設：大練習室1・2、中練習室1・2、小練習室2・3  
制限対象となりうる練習内容：ロックバンド、管楽器、打楽器、フラメンコ等
- 4 利用時間内での入室・退室、後片付け、施設等の原状復帰及び鍵の返却を完了します。
- 5 施設及び附属設備等を損傷又は滅失したときは、速やかに届け出るとともに、生じた損害を賠償します。
- 6 公の施設に関する条例に基づく処分により利用者が損害を受けることがあっても、県及び劇場にその責任を求めません。
- \* 本同意書は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）及び県立芸術劇場管理規則（平成5年宮崎県規則第47号）並びに県立芸術劇場の管理運営に関する基本協定書第2条第2項に基づく県立芸術劇場管理運営業務仕様書等を根拠に作成しています。

貴施設の利用にあたり、上記の事項に同意します。  
また、同意事項を遵守せずに利用許可を取り消された場合、一切異議を申し立てません。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場  
理事長 佐藤 寿美 様

令和 年 月 日

〒  
住 所

ご署名（申請者又は予約担当者）

---